

小嶋 典明
法学研究科・教授

[研究]

平成24年8月から『文部科学教育通信』(月2回刊)に「国立大学法人と労働法」の連載を始め、本年度末をもって、小職の定年退職に伴い、「国立大学法人と労働法」をタイトルに含む連載は終了した(平成29年度以降、「現場からみた労働法」というタイトルで連載は継続)。

定年で退職するまでに500本以上の原稿を書くという数年前に立てた目標は前年度途中で達成、合計10冊の単著を公刊するという目標も、ようやく年度当初に達成した。ただ、執筆活動を開始して以来40年間の平均で考えると、月1本強に過ぎず、単著にしても4年に1冊の割合でしか出版することができなかつたことになる。

他方、小職の場合、昨年度の自己評価書にも記したように、法学研究科において学術書または学術論文として認められているドイツ語やフランス語の第一次資料をもとにした比較法研究をベースにした著書・論文をこれまでに執筆したことはなく、原稿を書くのが精一杯で科研費の申請も行っていない。

したがって、研究者としては失格であることは、十分に自覚している。

[教育]

例年どおり、法学研究科の授業(労働法1・2)は、留学生と事務職員(人事課職員)を主体としたものとなる。労働市場法と雇用関係法の授業内容は、古典の講読という形をとった。また、山田長伸特任教授(常勤)の退職に伴い、同氏がこれまで開講していた総合演習(判例演習)を別途担当した。

なお、法学部の授業(労働法)につき、昨年とはスタイルを変更し、内容等も一新することとした。

特に貢献のあった事柄はなし。

[管理運営]

平成22年3月末に人事労務室員を退任して以降、実務上の問題で側面から担当者を援助する機会があるほかは、大学または部局の管理運営には直接関与していない。本年度は、誰でも務まるということで、総合図書館運営委員および総合学術博物館運営委員を担当。

特に貢献のあった事柄はなし。

[社会貢献]

諸般の事情から、和歌山県労働委員会公益委員を28年4月より務めることになったものの、社会貢献といえる活動は特に何もしていない。